

# 論文の内容の要旨

## 戦後日本における在日朝鮮人の生活困窮問題 — 民族団体による生活権擁護運動を中心に —

氏名 金 耿 昊

本論文は、戦後日本における在日朝鮮人の生活困窮問題に関する事実解明を課題とし、主に民族団体による生活権擁護運動の過程を発掘した。在日外国人の生活保護受給を「問題」とする偏見が蔓延する現代の状況を踏まえ、この問題の歴史的検討を課題としたのである。在日朝鮮人の生活困窮はいかなる経緯のもとに形成され、民族団体や日本政府はこの問題をどう解決しようとしたのか。特に 1950 年代における生活保護受給者の急増に、両者がどのような態度を示し、またそれはどのような結末を招いたのか。これが本稿で解明すべき課題である。

第 1 部では、占領下日本において在日朝鮮人の生活困窮問題が形成される過程を記述した。

第 1 章では、解放直後の民族団体による生活安定・貧困者救済の実態を解明した。解放直後に各地の組織を結集して発足した在日本朝鮮人連盟（朝連）は、1946 年に生活権擁護運動を開始し、貧困者救済を自前で実施する一方、職場獲得と失業者への斡旋による生活安定を構想した。しかし 1948 年以降には財政逼迫や生活・政治弾圧の激化などの困難に直面し、生活保護を利用した貧困者救済の方針が共有された。かくして 1949 年以降、貧困者救済を地方行政に要求し、生活保護を受けさせる活動が登場することになる。

第 2 章では、1949 年 9 月の朝連強制解散以降の状況を整理した。日本政府による朝連解散と民族学校閉鎖は、在日朝鮮人の生活保護適用要求を拡大させた。しかし朝鮮戦争勃発以後の治安当局の警戒強化により、1950 年の年末には生活保護適用要求等を掲げた陳情が各地で弾圧され、「騒擾」へと発展する事件が多発した。また 1951 年 8 月には在日朝鮮人の生活保護受給者数が

集計されはじめ、この問題は数値としてもその姿を現すようになる。

第3章は第1部の補論として、右派民族団体の動向を整理した。朝連の結成に反発した右派を中心に結成された在日本朝鮮居留民団（民団）は、生活協同組合などを通して在留同胞の生活安定を模索した。民団は1948年10月に在日本大韓民国居留民団と改名し、韓国政府から公認を受ける民族団体となり、朝鮮戦争勃発後には自願軍募集や慰問袋の送付などの活動を展開した。しかし民団は内部に派閥対立を抱え、大韓民国政府や駐日代表部との連携にも失敗し、財政難が慢性化するなど、その組織運営は困難に直面した。生活問題に関する取り組みも行われたが、基本的には朝連系組織に比べて小規模にとどまったのである。

第2部では、サンフランシスコ講和条約発効以後に、在日朝鮮人の生活困窮問題が顕在化する過程を整理した。

第4章では、在日朝鮮人生活保護受給者が急増する反面、生活保護の適用主体から排除されたことを指摘した。当時の在日朝鮮人は、慢性的失業、世帯人数の多さ、健康状態の悪さ等により、総じて生活困窮状況に置かれていた。しかし、日本政府は在日朝鮮人の生活保護受給を「恩恵」とし、日韓会談決裂後には生活保護の打ち切りの検討をはじめた。1954年5月には厚生省が困窮外国人に関する基本通達を出して朝鮮人は適用対象外であることを確認し、厳格な取扱いの徹底を地方当局に求めた。朝鮮人被保護者数の増加に対する抑制方針を示したのである。

第5章では、朝鮮人被保護者数増加の背景として、在日朝鮮統一民主戦線（民戦）による生活保護獲得運動を概観した。在日朝鮮人の生活保護受給は「準用」にとどまり、生活保護行政の監視・干渉が随伴し、出入国管理令の関係で退去強制も憂慮されるなど、生活擁護の手段として最善ではなかった。しかし受給者にとって生活保護は唯一の安定した収入源となり、停廃止・減額は更なる生活困窮を意味したため、適用獲得や不当措置撤回を求める陳情が各地で展開された。ただし民戦は生活保護獲得運動を日本の再軍備を粉砕する闘争としても意味づけていたため、民戦の路線転換が議論されはじめる状況の中で、この活動は一時的に停滞することになった。

第6章は第2部の補論として、右派民族団体の動向を検討した。民団でも「僑胞社会の貧窮零落」への対策の必要性が共有されており、失業問題等を日韓両政府で協議するための特別委員会の設置が提言されていた。しかし当時の民団は、駐日代表部との確執や本国政府からの融資不履行等により財政難を克服できず、さらに「仮政府事件」や「南北統一促進協議会（統協）」の結成など、組織自体が分裂しかねない状況に直面していた。中心課題は組織防衛であり、生活問題への取り組みは後景に退いたのである。

第3部では、1950年代後半に在日朝鮮人の生活困窮問題が深刻化する過程を詳述し、在日朝鮮人生活困窮者の多くが北朝鮮への帰国に至る過程を解明した。

第7章では、在日本朝鮮人総連合会（総連）の結成当初の動向を整理した。総連は在留同胞を朝鮮民主主義人民共和国の「海外公民」とし、国交正常化までの権利保障を要求する方針をとった。また「内政干渉」の憂慮による生活権擁護運動の停滞を批判し、実態調査により民衆の生活

問題を把握し、地方行政との協議・交渉をはかろうとした。他方、1955年には京都等で朝鮮人被保護世帯への調査が実施されたため、各地で抗議陳情が展開されたものの、総連による抗議は結果として徹底性を欠き、被保護者の多くは打切り措置を受けたままとなったのだった。

第8章では、1956年に「外国人被保護世帯一斉調査」が全国実施される状況を整理した。厚生省の二度にわたる一斉調査は、極めて詳細で強硬な取扱方針の下に実施され、調査対象世帯のほぼ全てが停止・廃止・削減措置をうけた。そのため総連は、一年を通して各地で継続的に抗議陳情を展開した。しかし厚生省は取扱方針を変更せず、被保護者数は激減したのである。

第9章では、厚生省による生活保護制度の「適正化」が貫徹される状況を整理した。厚生省は1957年9月に全国一斉調査を行い、朝鮮人被保護世帯の多くは三度目の停廃止・減額措置を受けた。打切りをうけた世帯では再び生活困窮状態に転落するケースが広範に存在したものの、厚生省は保護再開を認めた場合にも、長期化させない方針をとり、厳しい措置を継続した。在日朝鮮人は、生活保護が救済手段としては機能しないなか、失業が慢性化する閉塞状況下での生存を余儀なくされたのである。一方、総連は1957年の第三回全体大会で「長期安着」と「生活正常化」を提言し、職場獲得や技術習得による生活安定を標榜した。しかしその主要課題は企業協同にもとづく共同事業推進におかれ、生活困窮は民衆自身の生活態度の問題として「正常化」の「努力」が強調されることになる。

第10章では、総連組織の中で生活上の諸要求が北朝鮮への帰国要求に接合される過程を整理した。総連は1958年の第四回全体大会で「長期安着」と「生活正常化」の継続を確認するとともに、共和国建国10周年の記念事業推進を決議した。そしてこの事業の一環として8月に開かれた川崎・中留地域の集会で集団的な帰国決議がなされたことを契機として、総連組織では帰国運動が台頭し、各地で帰国実現を求める陳情が展開された。総連は実態調査を通して生活困窮者と接触し、帰国希望者の数を集計した。こうした状況のなか、総連が要求してきた生活問題をめぐる諸要求も、帰国実現までの臨時対策として要求される形へと変容したのだった。

第11章では、在日朝鮮人の北朝鮮帰国が現実化する状況を整理し、帰国者に占める生活困窮者の割合を推計した。日本政府は、帰国実現までの生活保護適用を求める陳情を警戒しつつ、1959年2月に朝鮮人の「北鮮帰還」を閣議了解した。そして4月には日朝両赤十字の交渉が開始され、12月には帰国第一船が出港することになる。一方、総連は、帰国希望者を集めるために、宣伝・啓蒙、朝鮮語学習、帰国準備援助等の活動を展開し、生活困窮者には帰国を勧奨した。その結果、1962年3月までの約7万5千名の帰国者のうち、約2万～2万5千名を生活保護受給者が占める状況が形成された。これ以前に打ち切りを受けた数万名の存在を考慮すれば、生活困窮者の割合はさらに高くなる。在日朝鮮人の生活困窮は、帰国問題に結びついたのである。

第12章は第3部の補論として、右派民族団体の動向を整理した。民団は1955年以降には組織が安定し、生活問題に関する調査研究班の設置も検討され、貧困者のための募金運動を展開していた。また統協に参加し民団を除名された人士は1956年1月末に「ウリ民主社会主義者同盟」（民社同）を結成したが、彼等は厚生省の一斉調査が歴史事情を考慮しない冷徹な措置であると批判し、削減された保護費をもとにした諮問機関の設置を提案していた。他方、民団は1959年

2月に「北韓送還反対委員会」を組織して「北送反対運動」を展開した。この運動では在留同胞の生活問題も論点となったが、実力行使も含む形の阻止運動が優先されたこともあり、生活問題への取組みは最後まで後景に退けられたのだった。

終章では、本論文で発掘した歴史事実を整理しつつ、今後の課題として在日朝鮮人の生活困窮問題のその後の動向を展望した。在日朝鮮人の生活保護受給者は、厚生省の三度にわたる一斉調査と北朝鮮帰国によりほぼ半減し、被保護率も人口の一割を下回るようになる。しかし、在日朝鮮人の生活保護受給者は数万人単位で残存し、戦後日本の最貧困層の一部を構成し続けた。そしてこの動向は1970年代・80年代には在日朝鮮人高齢者の生活困窮問題（無年金問題）に結びつき、現在における在日外国人の被保護率の高さの淵源となっているのである。戦後日本社会は在日朝鮮人への民族差別を継続した。在日朝鮮人の第一世代は、生活に困窮せざるをえない状況、生存権も十分に保障されない条件のもとでの生存を余儀なくされ続けたのである。